

<件名> 「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告（案）」に対する意見
<氏名> （仮名：陸奥悟郎）
<住所> * * * * *
<電話番号> * * * * *
<ファックス番号> * * * * *
<メールアドレス> * * * * *

<意見 1>

①該当箇所：3章 1. 汚濁負荷（2）陸域からの流入負荷量

②意見内容・③理由

図 3.1.5 から、本明川からの負荷が、1995 年以前は有明海全体の 2%程度だったのに対し、1998 年以降は 6~10%と大きく増大していることが読み取れる。1995 年以前は本明川、1998 年以降は調整池からの負荷量のため、グラフの注記にあるように「単純に比較はできない」が、諫早湾への負荷量が数倍になったことは特記に値する変化である。諫早湾の閉め切りによる調整池の造成後、有明海への流入負荷が増大していることを報告書本文に数値を上げて記載すべきである。

<意見 2>

①該当箇所：3章 1. 汚濁負荷（2）陸域からの流入負荷量

②意見内容・③理由

評価委 2006 年報告のパブリックコメントでは、「調整池の負荷量は有明海全体の 2%前後であり、負荷の観点から、有明海全体の海域環境に大きな悪影響を及ぼしているとは考えにくい。」という理由で、調整池からの汚濁物質が有明海に影響を及ぼしているという意見が不採用になった経緯がある。しかし、意見 1 に書いたように、実際は 6~10%と有明海にとって無視できない量の負荷が流入している。2006 年報告パブリックコメントでの対応を改めて、調整池からの流入負荷増大が問題であることを認め、報告書に記載すべきである。

<意見 3>

①該当箇所：3章 1. 汚濁負荷（2）陸域からの流入負荷量

②意見内容・③理由

3-1-5 ページの図 3-1-5（仮に図 A）と 3-1-15 ページの参考図（仮に図 B）の 1998~2013 年を比較すると、図 B の本明川からの負荷量は 300~600 トン、図 A の調整池からの負荷量は 2000~4000 トンと読み取れる。図 B で「その他の流域」の負荷量が 0~400 トン程度増加しており、それが「本明川流域以外から諫早湾に流入する負荷量」と考えられるが、それを図 B の本明川の負荷量に加えても 300~1000 トンと、図 A の調整池からの負荷量には及ばない。

2 つの図から、調整池は流入する負荷を数倍に増大させて諫早湾に排出していること、つまり調整池は汚濁源化していることが分かる。この現状について記載し、さらにこの汚濁源化の機構について考察し説明すべきである。

<意見 4>

①該当箇所：5章 再生への取組 4 今後の調査・研究開発の課題

②意見内容・③理由

第 39 回委員会で古賀委員から、今後の調査・研究開発の課題として「諫早湾調整池からの排水の影響に関する調査・研究」を記載すべきとの意見があった。その対応として「諫早湾調整池からの排水の影響について、より明確に読めるようにする観点から」として「（2）研究・開発 ③物質の動態に関する研究」の「筑後川等の河川からの流入物質の移流拡散・堆積過程の解明」という文章が、「筑後川等の流域からの流入物質の移流拡散・堆積過程の解明」と修正されたが、調整池排水の課題に関して明確に読めるようになったとは言えない。

問題の重要さに鑑み、「筑後川、諫早湾調整池等の～」と記述すべきである。

<意見 5>

①該当箇所：4章 4. (6) A6 海域

②意見内容・③理由

A6 海域（諫早湾）におけるタイラギ漁については、速水委員から「報告書で1970年代からの変化を扱うということであれば、A6 海域はかつてタイラギの漁獲があり、それがなくなったことを取り上げるべき。」という意見がたびたびあった。それに対して『タイラギについて、第31回評価委員会資料2-3の「諫早湾は、1993年以降漁業が行われておらず、評価に必要な情報が得られなかったため、今回の評価対象から除外した。」との記載を踏まえ、記載しなかった。』との理由で、今回の報告書では取り上げられていない。

一方で、伊藤委員から「A6 海域におけるタイラギについて評価委員会で考察しないのは、第31回委員会で決定したという整理なのか。」という質問に対し、事務局の対応は「決定されたものではない」となっている。また、2006年パブリックコメントでも「No. 35・長崎県海域のタイラギ不漁については、今後説明すべき課題とされている。」との回答が委員会で了承されている。

1993年以降の諫早湾とその周辺でのタイラギの消滅は、諫早湾干拓事業との関係が強く疑われることから、有明海再生において漁業関係者が関心を持っている重要な問題である。

「1993年以降漁業が行われていない」ことを理由に評価対象からははずすのは本末転倒である。A6 海域におけるタイラギ漁について評価を行い、記載すべきである。

<意見 6>

①該当箇所：5章 1. 有明海・八代海等の全体に係る再生目標（全体目標）

②意見内容・③理由

「希有な生態系、生物多様性及び水質浄化機能の保全・回復」「二枚貝等の生息環境の保全・回復と持続的な水産資源の確保」という2つの全体目標と、10年後の目標時期の関係が不明である。10年で何をどこまで再生するのかを記述しなければ、目標時期を設定する意味もなく、目標達成の評価もできない。

また、2006年報告にも同じ文言の全体目標が記載されているが、2006年報告からの10年間、有明海の再生は進展していないどころか、漁業環境はさらに悪化している。

2006年報告では、調査研究の推進のために、調査のマスタープランの作成が提言されたが、どのようなマスタープランが作成されたのか、マスタープランによる研究の成果を委員会がどのように評価したのか、2016年報告では一言も触れられていない。

この10年間の取り組みと結果についてきちんと総括して記述した上で、次の10年間の再生目標を設定すべきである。

<意見 7>

①該当箇所：5章 2. 個別海域毎の再生目標と再生方策

②意見内容・③理由

A1、A3 海域で、貧酸素水塊を軽減させるために、汚濁負荷量の削減が提言されているが、流入負荷量は増えていない。また、有用二枚貝の生息回復が、貧酸素水塊軽減方策として挙げられているが、他地域でのカキ礁再生などといった例示があるものの、目的と方策が逆転しているようで分かりづらく、説得力がない。貧酸素水塊発生の根本的な原因についての考察を行い、適切な提言を行うべきである。

一方で、A6 海域では、魚類減少との関係で、全体方策において汚濁負荷の削減が提言されているが、意見1で述べたように、調整池からの流入負荷増大が明らかである。本報告でもA6 海域のアサリについて貧酸素の影響が指摘されていることから、A6 海域個別の再生方策として調整池からの流入負荷削減を具体的に記述すべきである。

<意見 8>

①該当箇所：5章 2. 個別海域毎の再生目標と再生方策

②意見内容・③理由

「ベントスの群集を保全・再生する。」という再生目標に対して、「ベントス群集の変化・変動要因の解析調査を行う。また、今後も継続的にモニタリングを行い、問題が生じた際にはその原因を適切に評価した上で、必要に応じて対策を講ずる。」という再生方策が各海域で示されている。

しかし、再生方策において、ベントス群集の保全・再生に関する直接的、具体的な方策が示されず、調査研究の継続しか提言できていない現状で、「問題が生じた際にはその原因を適切に評価した上で、必要に応じて対策を講ずる」ことができるのか、はなはだ疑問である。A3 海域でのベントス総個体数の減少など、現時点での問題について、原因を適切に評価し、必要な方策を提言すべきである。

<意見 9>

①該当箇所：4章、5章を中心に本報告全体

②意見内容・③理由

4章では、各海域の節の最後に「まとめ」があり、さらに4章の5として各海域の「まとめ」が表組み形式でまとめて掲載され、さらにその各表の最後に「総括」が掲載されている。しかも、その総括は、5章の「個別海域毎の再生目標と再生方策」で、ほぼ同様の文章が繰り返される。報告書の構成としてまことに稚拙で煩雑である。海域別の同様な記述の繰り返しも含め、本報告が内容の割には大部になった原因がそこにある。

5章で各海域の再生方策の後に、海域全体の再生方策が掲載されているのも、読み手の通常の思考とは逆の順番であって理解しづらく、ここでも各海域と海域全体とで同様な記述の繰り返しが多発している。

本報告が手に取りやすく、理解しやすいものになるよう、要約や全体項目を先に置き、記述の繰り返しを少なくするなど、構成を再検討するべきである。

以上